



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年2月14日火曜日 第2848号

### ◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出（2件）.....（医療対策課）.....64

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）.....64

地籍調査の成果の認証.....（農政課）.....65

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）.....（農地整備課）.....65

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....（ " ）.....66

農用地利用配分計画の認可申請.....（農産園芸課担い手・農地保全対策室）.....66

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）.....66

土地収用法に基づく事業の認定.....（用地課）.....70

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）.....72

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）.....73

土地改良区連合役員の就退任の届出.....（ " ）.....73

道路の供用開始（県道長浜中村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）.....73

### 公 告

広報紙の印刷及び配布業務の委託.....（広報広聴課）.....73

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託.....（情報政策課）.....74

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第127号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年2月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	一般財団法人積善会	平成32年1月31日まで
愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	愛 媛 県	平成32年1月31日まで
木原病院	今治市別宮町三丁目7番地の8	医療法人聖ルカ会	平成32年1月31日まで
今治第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	社会医療法人真泉会	平成32年1月31日まで
白石病院	今治市松本町一丁目5番地9	医療法人慈風会	平成32年1月31日まで
三木病院	今治市泉川町一丁目3番45号	医療法人天楽会	平成32年1月31日まで
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	愛 媛 県	平成32年1月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成32年1月31日まで
今治セントラル病院	今治市松本町二丁目6番地6	医療法人杏風会	平成32年1月31日まで

松山赤十字病院	松山市文京町1番地	日本赤十字社愛媛県支部	平成32年1月31日まで
愛媛県立中央病院	松山市春日町83番地	愛 媛 県	平成32年1月31日まで
松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	一般財団法人永頼会	平成32年1月31日まで
南松山病院	松山市朝生田町一丁目3番10号	医療法人仁友会	平成32年1月31日まで
野本記念病院	松山市三番町五丁目12番地1	医療法人財団法人仁清会	平成32年1月31日まで
梶浦病院	松山市三番町四丁目4番地5	医療法人慈愛会	平成32年1月31日まで
愛媛生協病院	松山市来住町1091番地1	愛媛医療生活協同組合	平成32年1月31日まで

#### ○愛媛県告示第128号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年2月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
松山城東病院	松山市松木二丁目19番36号	医療法人社団慈生会	平成32年2月11日まで

#### ○愛媛県告示第129号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）

第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)DCMダイキ今治新都市店  
今治市にぎわい広場3番
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
DCMダイキ株式会社  
松山市美沢一丁目9番1号  
代表取締役 小島 正之
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
DCMダイキ株式会社  
松山市美沢一丁目9番1号  
代表取締役 小島 正之
  - 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年 9月30日
  - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
11,120平方メートル
  - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
638台  
イ 駐輪場の収容台数  
176台  
ウ 荷さばき施設の面積  
218平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
66.67立方メートル
  - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後9時30分  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時から午後10時まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- #### 2 届出年月日
- 平成29年 1月31日
- #### 3 意見書の提出
- この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部

今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

- 意見書に記載すべき事項  
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称  
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第130号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
東温市	松瀬川の一部	平成26年度から平成27年度まで	東温市(松瀬川の一部地区)の地籍図及び地籍簿
東温市	滑川の一部	平成26年度から平成27年度まで	東温市(滑川の一部地区)の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

平成29年 2月14日

#### ○愛媛県告示第131号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西条市水見、今在家、広江、北条、玉之江、石田、吉田、周布、小松町新屋敷、丹原町願連寺、丹原町池田、丹原町古田、丹原町丹原、丹原町今井、丹原町高松、丹原町北田野、丹原町田野上方及び丹原町長野地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・道前釜之口上地区)計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成29年 2月15日から 3月14日まで

#### 3 縦覧場所

西条市役所本庁、同東予総合支所、同小松総合支所及び同丹原総合支所

#### ○愛媛県告示第132号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、今治市桜井、桜井二丁目、桜井三丁目、古国分二丁目、古国分三丁目、郷桜井一丁目、郷桜井二丁目、長沢、旦、登畑、宮ヶ崎、国分

一丁目、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、桜井団地一丁目、桜井団地二丁目、朝倉下、朝倉南、朝倉北、古谷、山口及び朝倉上地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・頓田川沿岸地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 2月15日から 3月14日まで
- 3 縦覧場所  
今治市役所本庁及び同朝倉支所

○愛媛県告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市樋口、志津川、西岡、見奈良、田窪、牛淵上、牛淵下、南野田、北野田、下林、南方、北方、松瀬川、吉久、則之内、松山市北梅本、高井及び南高井地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・佐古地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 2月15日から 3月14日まで
- 3 縦覧場所  
東温市役所本庁及び松山市役所本庁

○愛媛県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、今治市延喜、矢田、長沢、阿方、高市、松木、上徳、新谷、町谷、朝倉北、朝倉南、朝倉下、玉川町摺木、小鴨部、鬼原、鍋地、八幡、法界寺、與和木、波方町馬刀湯、樋口、大西町脇、菊間町浜、田之尻及び長坂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・今治西部地区）変更計

○愛媛県告示第137号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出事項

画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成29年 2月15日から 3月14日まで
- 3 縦覧場所  
今治市役所本庁、朝倉支所、玉川支所、波方支所、大西支所及び菊間支所

○愛媛県告示第135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市宇和町久保、河内、伊延、加茂、岩木、山田、野田、小野田、田野中及び新城地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・東宇和西部地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 2月15日から 3月14日まで
- 3 縦覧場所  
西予市役所本庁

○愛媛県告示第136号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
特定非営利活動法人 ハート in ハートなんぐん 市場	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山943番地	愛媛県南宇和郡愛南町広見810ほか19筆	13,616
榎 本 和 久	愛媛県南宇和郡愛南町上大道876番地	愛媛県南宇和郡愛南町広見1054ほか3筆	2,560

- 2 申請年月日  
平成29年 2月 2日

( 東予地方局管内 )

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市川之江町1432 薦 田 学	四国中央市川之江町4100 - 83 山 川 正 数	四国中央市川之江町1092 - 15 松 本 利 明	川 之 江	川之江漁業協同組合
四国中央市三島宮川一丁目2番10号 大久保 成 康	四国中央市三島中央一丁目15番2号 宮 崎 正	四国中央市三島金子一丁目5番57号 武 村 隆	三 島	三島漁業協同組合
四国中央市寒川町923 - 3 青 木 栄四郎	四国中央市寒川町927 - 1 受 川 雅 師	四国中央市寒川町949 - 2 青 木 昌 隆	寒 川	寒川漁業協同組合
新居浜市大島93 山 本 順 一	新居浜市大島1463 - 1 中 山 浩 二	新居浜市大島1460 中 山 博 光	大 島	新居浜市大島漁業協同組合
新居浜市多喜浜四丁目5 - 84 藤 澤 茂 雄	新居浜市角野新田町一丁目13 - 3 矢 野 孝	新居浜市桜木町17 - 16 高 橋 洋 幸	多 喜 浜	多喜浜漁業協同組合
新居浜市港町17 - 17 中 津 正 志	新居浜市港町19 - 16 佐 藤 貴 彦	新居浜市清水町15 - 51 飯 尾 一 男	新 居 浜	新居浜漁業協同組合
西条市樋之口456 - 13 川 又 則 昭	西条市明屋敷698 - 1 矢 原 重 康	西条市樋之口456 - 12 藤 田 駿 一	西 条	西条市漁業協同組合
西条市河原津甲242 槇 高 志	西条市河原津甲354 - 6 川 又 明 次	西条市河原津甲276 - 3 川 又 政 勝	河 原 津	河原津漁業協同組合

( 東予地方局産業経済部今治支局管内 )

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市桜井五丁目2番28号 笠 原 次 男	今治市桜井五丁目13番43号 角 南 良 彦	今治市桜井一丁目4番54号 江 原 健 太	桜 井	桜井漁業協同組合
今治市大浜町一丁目5 - 10 白 石 隆 重	今治市大浜町二丁目1 - 37 広 瀬 智 久	今治市大浜町三丁目3 - 20 山 田 保	大 浜	大浜漁業協同組合
今治市来島623 廣 瀬 武 夫	今治市来島91 宮 谷 良 一	今治市来島611 片 上 勝 允	来 島	大浜漁業協同組合
今治市吉海町棕名193 喜 田 修 二	今治市吉海町名5354 - 2 村 上 幸 雄	今治市馬島甲1047 - 1 桧 垣 薫	渦 浦	渦浦漁業協同組合
今治市吉海町仁江2056 - 6 渡 辺 剛 史	今治市吉海町仁江2170 渡 辺 容 平	今治市吉海町仁江2185 渡 辺 竹 男	津 倉	津倉漁業協同組合
今治市伯方町木浦甲1464 越 智 護	今治市伯方町有津甲2321 岡 田 興 治	今治市伯方町伊方甲番外6 - 17 本 岡 正 己	伯 方	伯方町漁業協同組合
越智郡上島町魚島1番耕地231 - 1 佐 伯 雅 彦	越智郡上島町魚島1番耕地962 大 林 好	越智郡上島町魚島1番耕地176 三 上 和 也	魚 島	魚島村漁業協同組合
越智郡上島町弓削下弓削114 貴 田 勝	越智郡上島町弓削下弓削846 - 2 岡 島 政 則	越智郡上島町弓削土生480 北 浜 英 雄	弓 削	弓削漁業協同組合
越智郡上島町岩城2262 - 3 濱 磯 公 男	越智郡上島町岩城5996 - 2 福 井 和 雄	越智郡上島町岩城2189 田 中 初 彦	岩 城 生 名	岩城生名漁業協同組合
今治市関前岡村甲104 片 岡 武 人	今治市関前岡村甲878 - 1 山 口 松 二	今治市関前岡村甲692 吉 田 忠 俊	関 前	関前村漁業協同組合
今治市波方町波方甲2627 - 2 大 川 和 夫	今治市波方町波方甲2627 - 6 大 川 博 明	今治市波方町波方甲2622 - 23 大 西 伊 寿 夫	波 方	小部漁業協同組合
今治市波方町樋口甲1129 - 16 矢 原 安 正	今治市波方町小部甲372 - 1 菊 川 八 重 美	今治市波方町小部甲726 - 3 渡 部 秀 之	小 部	小部漁業協同組合
今治市大西町別府2437 - 3 別 府 公 康	今治市大西町宮脇甲180 - 1 尾 崎 正 二	今治市大西町宮脇甲73 - 123 新 居 田 茂 生	大 西	小部漁業協同組合
今治市菊間町種3853番地 浦 部 信 秀	今治市菊間町浜172番地 三 野 常 利	今治市菊間町田之尻603番地 越 智 欽 哉	菊 間	菊間町漁業協同組合

( 中予地方局管内 )

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市浅海原甲478番地2 庭瀬 清 弘	松山市浅海原甲477番地2 大石 初 義	松山市浅海本谷甲713番地23 濱 田 尚 利	浅 海	北条市漁業協同組合
松山市土手内247番地5 堀 川 武	松山市土手内212番地10 重見 庄太郎	松山市柳原153番地1 西 川 悟	北 条	北条市漁業協同組合
松山市北条341番地1 大内 忠 次	松山市安居島甲119番地1 大内 達 也	松山市安居島甲36番地 越智 右 介	安 居 島	北条市漁業協同組合
松山市野忽那甲5番地 尾崎 隆 幸	松山市野忽那甲1540番地27 立花 啓 一	松山市野忽那1472番地 尾崎 弘 美	野 忽 那	中島漁業協同組合
松山市睦月346 田 中 治	松山市睦月1495 - 1 山本 裕 司	松山市睦月308 - 1 中尾 憲 次	睦 月	中島漁業協同組合
松山市門田町748番2号 早瀬 武 弘	松山市由良町1080番地 小林 元 翁	松山市泊町1464番地 石本 幹 郎	興 居 島	松山市漁業協同組合
松山市堀江町番外297番12号 渡部 清	松山市堀江町甲888番12号 猪田 秀 男	松山市堀江町甲1708番地 松田 満 睦	堀 江	松山市漁業協同組合
松山市三津一丁目10番20号 北岡 哲 夫	松山市住吉二丁目1番21号 香川 公 男	松山市古三津三丁目16番55号 古川 明	三 津	松山市漁業協同組合
松山市和気町二丁目926番12号 上野 和 隆	松山市勝岡町82番1号 岡本 公 平	松山市和気町二丁目933番地 橋本 達 夫	和 気	松山市漁業協同組合
松山市古三津六丁目11 - 8 松谷 毅	松山市三津三丁目4 - 43 清水 綱 雄	松山市神田町2 - 4 奥田 博 司	三 津	松山市三津浜漁業協同組合
松山市西垣生町1632 - 8 中矢 周 三	松山市西垣生町1711 - 3 中矢 源 孝	松山市西垣生町1711 - 6 中矢 勤 武	今 出	松山市今出漁業協同組合
松山市和気町二丁目930 - 2 中村 玉 江	松山市和気町二丁目926 - 2 中村 リツ子	松山市和気町二丁目936 嶋之内 ナヲ子	和 太 山 寺	和気漁業協同組合
伊予郡松前町筒井1244 - 21 富田 豪	伊予郡松前町筒井1244 - 27 佐竹 秀 光	伊予郡松前町筒井1260 西村 貴 美	松 前	松前町漁業協同組合
伊予市双海町高岸甲926 - 2 岡田 満 兼	伊予市双海町高野川甲121 西上 重 明	伊予市双海町高野川甲174 - 1 中尾 勝 典	上 灘	上灘漁業協同組合
伊予市双海町串甲3657 - 42 福本 五 雄	伊予市双海町串甲1113 亀岡 浩 二	伊予市双海町串甲1122 - 2 吉野 敦 夫	下 灘	下灘漁業協同組合

( 南予地方局管内 )

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西予市明浜町俵津3 - 166 - 1 長山 重 平	西予市明浜町俵津3 - 172 - 39 中居 真 徳	西予市明浜町田之浜甲1152 - 3 菅原 巧 光	明 浜	明浜漁業協同組合
宇和島市吉田町立間尻甲2029 酒井 利 幸	宇和島市吉田町深浦2 - 19 渡辺 等	宇和島市吉田町白浦外573 山下 輝	吉 田	吉田町漁業協同組合
宇和島市吉田町奥浦甲3484 - 1 松浦 登	宇和島市吉田町奥浦甲54 - 6 伊藤 順 造	宇和島市吉田町奥浦乙751 宮本 萬太郎	奥 南	吉田町漁業協同組合
宇和島市津島町北灘甲448番地2 大塚 太 一	宇和島市津島町北灘乙978番地 中村 敏	宇和島市津島町北灘丁499番地5 秋田 哲 也	北 灘	北灘漁業協同組合
宇和島市下波2392番地 大塚 勇	宇和島市下波1226番地 寿崎 平 亀	宇和島市下波905番地 村上 泰	下 波	下波漁業協同組合
宇和島市遊子2969番地1 山本 重 光	宇和島市遊子2935番地 岩下 浩 二	宇和島市遊子2871番地 中川 岩 仁	遊 子	遊子漁業協同組合
宇和島市蔭淵504 水野 常 行	宇和島市蔭淵1385 田中 小 治	宇和島市蔭淵2630 浅田 一 久	蔭 淵	うわうみ漁業協同組合
宇和島市戸島2783番地 深田 俊 英	宇和島市戸島2201番地 酒井 和 弘	宇和島市戸島2508番地 久保田 壮 一	戸 島 第 一	うわうみ漁業協同組合

宇和島市戸島3782番地 藤 堂 覚 寛	宇和島市戸島3973番地 藤 堂 浅 一	宇和島市戸島3908番地 西 村 光	戸 島 第 二	うわうみ漁業協同組合
宇和島市日振島3219番地 笠 岡 義 雄	宇和島市日振島3244番地 辻 禎 亮	宇和島市日振島290番地 松 下 日出海	日 振 島	うわうみ漁業協同組合
宇和島市蛤364番地 2 広 沢 初 志	宇和島市本九島1436番地 片 山 亀 吉	宇和島市百之浦1356番地 3 平 山 政 一	宇和島第一	宇和島漁業協同組合
宇和島市小池1756番地 2 山 内 博	宇和島市蕨465番地 松 本 新 一	宇和島市小浜2029番地 野 村 伝 八	宇和島第二	宇和島漁業協同組合
宇和島市樹形町三丁目 5 番17号 島 田 秀 樹	宇和島市別当一丁目 6 番34号 佐々木 瀧 雄	宇和島市坂下津甲97番地 5 三 好 春 樹	宇和島第三	宇和島漁業協同組合
宇和島市三浦西612 山 下 三 郎	宇和島市三浦西1300 - 5 小 林 一 郎	宇和島市三浦西1750 浅 野 一 史	三 浦	三浦漁業協同組合

( 南予地方局愛南水産課管内 )

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町平簗366 山 口 満	南宇和郡愛南町魚神山561 末 弘 経 博	南宇和郡愛南町柏崎291 中 川 和 弘	内 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町御荘平城2900 - 6 中 田 知 公	南宇和郡愛南町赤水26 - 2 中 田 俊 彦	南宇和郡愛南町赤水63 - 13 中 田 健 史	南 内 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町鱒越212 久 徳 孝 広	南宇和郡愛南町深浦1154 宮 本 忠	南宇和郡愛南町城辺乙999 - 3 中 道 和 志	深 浦	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町垣内396 前 田 末 光	南宇和郡愛南町岩水 1 - 7 山 崎 淳	南宇和郡愛南町脇本686 小 嶋 盾 二	東 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町樽見573 浜 田 一 房	南宇和郡愛南町下久家28 - 1 山 下 勇 造	南宇和郡愛南町下久家443 中 山 正 彦	西 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町樽見551 - 1 清 水 俊 幸	南宇和郡愛南町福浦446 菅 原 数 人	南宇和郡愛南町久家23 - 1 竹 田 勝 仁	福 浦	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町久良3456 小 泉 一 明	南宇和郡愛南町久良1219 浜 田 克 人	南宇和郡愛南町久良610 飯 田 幸 仁	久 良	久良漁業協同組合

( 南予地方局産業経済部八幡浜支局管内 )

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
八幡浜市保内町磯崎1414 鎌 田 建 一 郎	八幡浜市保内町広早322 - 3 村 上 稔	八幡浜市保内町喜木津 2 - 387 上 野 山 隆	磯 津	八幡浜漁業協同組合
八幡浜市保内町川之石13 - 80 - 2 久 保 義 隆	八幡浜市保内町川之石11 - 100 山 口 正 光	八幡浜市保内町川之石12 - 601 - 1 横 川 章 次	川 之 石	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町足成588 - 2 高 月 和 也	西宇和郡伊方町足成636 松 谷 茂 孝	西宇和郡伊方町足成328 大 久 保 将	足 成	八幡浜漁業協同組合
西予市三瓶町周木 6 番耕地112番地 2 赤坂水産有限会社 代表取締役 赤 坂 喜 太 男	西予市三瓶町津布理932番地 三 好 司	西予市三瓶町津布理435番地 1 仲 川 龍 彦	三 瓶 湾	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町串580番地 阿 部 博 文	西宇和郡伊方町正野2559番地 1 黒 田 安 司	西宇和郡伊方町正野2458番地 1 堀 田 春 樹	三 崎	三崎漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年 2月14日から28日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
東予地方局産業経済部 今治支局管内の加入区	東予地方局 産業経済部今治支局水産課

中予地方局管内の加入区	中 予 地 方 局 産 業 経 済 部 水 産 課
南予地方局管内の加入区	南 予 地 方 局 産 業 経 済 部 水 産 課
南予地方局愛南水産課管内の加入区	南 予 地 方 局 産 業 経 済 部 愛 南 水 産 課
南予地方局産業経済部八幡浜支局管内の加入区	南 予 地 方 局 産 業 経 済 部 八 幡 浜 支 局 水 産 課

○愛媛県告示第138号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 起業者の名称 宇和島市
- 2 事業の種類 （仮称）宇和島駅前複合施設建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県宇和島市錦町及び鶴島町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
申請に係る事業は、宇和島市錦町及び鶴島町地内の土地4,626.41平方メートルを起業地とする「（仮称）宇和島駅前複合施設建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、宇和島市が設置する図書館、生涯学習センター、子育て支援センター及び備蓄倉庫に関する事業であることから、それぞれ、土地収用法第3条第22号に掲げる「図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館」、同条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」及び同条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業は、宇和島市議会において宇和島市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、宇和島市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 事業の施行により得られる公共の利益  
宇和島市（以下「市」という。）では、第一次宇和島市総合計画（以下「総合計画」という。）を最上位計画と位置づけ、生涯学習事業、子育て支援事業及び防災対策事業等に取り組んでいる。

また、生涯学習を総合的かつ効果的に推進する施策の指針として、宇和島市生涯学習推進計画（以下「推進計画」とい

う。）を策定し、「多様な学習機会の創出や提供に努め、さらに、学習成果を社会に生かすことができる仕組み作りを推進することで、心豊かな生涯学習社会を形成する」ことを掲げていると同時に、市民のための図書館活動も推進している。

したがって、更なる生涯学習施設、子育て支援施設及び防災施設の整備・充実に努めているところであるが、以下の問題があり、目指す目標や将来像を実現できないものとなっている。

(7) 図書館

市が運営する宇和島市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）では、図書の増加に伴う書棚の増設により、書棚の間隔が狭まり、車いすでの通行は不可能な状況である。また、図書の増加により、最上段の棚にまで隙間無く図書を配架した結果、照明器具の取付けに影響が出る等、利用環境に問題が生じ、地震発生時に書棚が転倒する不安や照明の暗さ等への意見や苦情が寄せられているほか、駐車場が狭いことから、利用者は不便を強いられている。

同じく、市が運営する簡野道明記念吉田町図書館においても、図書の増加等により、通路にまで資料が溢れている状況である。また、2階の児童図書室は、児童図書の増加から多目的室を改修して設置したものであるが、天井が非常に高いことから室内が暗く、利用者から苦情が絶えない状態である。

それらの状況に加え、両図書館はスペースを確保するために、やむを得ず図書を処分しており、図書の購入も十分に行われていない状況である。また、両図書館では古文書等の貴重な資料を収蔵しているが、収蔵品の増加により展示スペースが逼迫しているため、郷土資料展示の要望が多いにもかかわらず、開示できていない状況である。さらに、資料の保管には温度や湿度管理が重要であるが、ダンボール等に保管している状態であり、管理する環境としては不適切なものとなっている。

両図書館の利用者は年々減少もしくは横ばい傾向であるが、先述のとおり施設の狭隘化が進み、利用環境が劣悪である上に、図書廃棄や新図書の未購入により収蔵品の多様化が妨げられていることや、駐車場スペースの不足が原因と考えられる。

また、市民からは図書館の増設、駐車場の拡充及び図書の増加を望む意見が多数寄せられている。

(4) 生涯学習センター

小ホール

市民の参加が最も多い生涯学習活動は、音楽活動とダンス・体操の分野であり、これらの活動を行う団体は成果発表の場として、主に宇和島市立南予文化会館（以下

「南予文化会館」という。)、市役所本庁舎2F大ホール、宇和島市生涯学習センター(以下「現センター」という。)、地区公民館、民間の施設及び三間町のコスモスホール三間等の施設を使用しているが、各施設においては規模や設備の面で問題点を抱えていることから、施設利用者から、「発表できる設備が整った施設が欲しい」等の意見が多数寄せられている状況であり、推進計画が目指す「学習成果を社会に生かすことができる仕組みづくり」を達成できていない。

また、市では推進計画に基づき、貴重な文化・歴史遺産を後の世代に伝承し、地域の素晴らしさを再認識してもらう取り組みが必要と考えているため、デジタルアーカイブを実施し、市が保管する歴史的映像や南予にゆかりのある映画等を上映する取り組みを行うことを検討している。しかしながら、現センターにある視聴覚ライブラリーは設備の老朽化から、ほとんど機能しなくなっているほか、現センターや南予文化会館では映画を上映することがあるが、設備が不十分であること等の理由から、それらに対応できる小ホールの整備を望む声が多数寄せられている。

#### 多目的室

現センターの施設である大会議室、小会議室及び和室の利用率が非常に高いため、予約が重なる場合も多く利用者に不便を強いている状況であり、早急な対応が求められる。また、小ホールの整備に伴い、スタッフや演者が演目の打合せや待合等を行うために、小ホールと一体となった多目的室が必要となる。

#### 音楽・演劇練習室

現センターの大会議室、小会議室及び和室の主要な活動分野は音楽・ダンス関係である。現センターの小会議室の利用率は、平日・土日・祝日共に高い状態にあり、前述のとおり予約状況により練習等が行えない場合も多い。また、現センターは防音施設を備えていないため、音楽・ダンス活動等を行う際に、利用者から既存施設は設備が不十分であるとの不満が出ている。さらに、市は、愛媛県の生涯学習事業の推進目標である「県民一人あたりの生涯学習関連施設の利用回数の増加」を達成することを目指しているが、前述のとおり、既存の施設だけでは対応することができない。

#### 工作室(自由工房)

手芸・生け花・絵画といったサークル活動は、現センターの小会議室や和室を使用しているが、クラフトアート等を含む体験ワークショップが可能な水道設備・熱源・湯沸設備等が備えられておらず、活動の範囲が限定されていることから、市民からは絵画や彫刻・陶芸等の芸術活動や手芸等の趣味まで、様々な創作活動が行える工房整備の要望が出されている。また、生け花や絵画は、現センターの和室で琴や着付け等の講座と利用形態が重なっており、既存施設は飽和状態であることから、新規利用者獲得の妨げとなっている。

#### (ウ) 子育て支援センター

市の出生数は、平成23年度においては540人であったが、平成27年度には473人と、平成23年度の出生数に対して約

12%の減少となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所の報告(平成25年3月)によると、平成22年に12.0%だった市内の年少人口(0~14歳)は、平成32年には10.3%になると推計されており、少子化問題に対する具体的な対策が喫緊の課題となっている。

市は、少子化問題に対処するために、「宇和島市子ども子育て支援事業計画」(以下、「支援事業計画」という。)及び「宇和島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとし、子育て支援等に対する要望・意見などを調査した結果、一時預かり施設や交流スペースが必要である等の意見が多数寄せられた。また、その状況に加えて、愛媛県内の市で唯一児童館が整備されていないため、一部の市民はやむを得ず西予市にある宇和児童館を利用している状況である。さらに、子育て世代のための交流、情報発信、子育てに関する専門家との相談の場及び子どもの遊び場等を一括して備えた専用施設が整備されておらず、従前より、屋内の子育て専用施設の整備要望が多数寄せられている。

それらの状況を踏まえて、支援事業計画では「まち全体で子育てを支える」ことを目標として、親子や子ども同士、親同士の自由な交流を行うことができる拠点施設が必要であると判断した。しかしながら、既存の子育て施設である保育所等では、限定的な事業を行う時間やスペースしかなく、支援事業計画において市が実施を検討している、子育てに関する相談活動、子どもの居場所づくりの推進、親子同士の交流促進等の活動を行うことができない。

#### (エ) 備蓄倉庫

市全域は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)(以下「南海トラフ地震特別措置法」という。)第3条に定められた「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているとともに、同法第10条に定められた「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」にも指定されていることから、防災教育を通して市民の危機管理意識を高めるとともに、地震や津波発生時の迅速な避難対応と避難施設の整備が求められている。また、南海トラフ地震特別措置法第5条第2項の規定に基づき宇和島市防災会議により策定した「南海トラフ地震防災対策推進計画」には、市が避難者に対してとるべき救護内容として、収容施設への収容、飲料水、主要食料及び毛布の供給等が掲げられており、市民の安全な避難場所と物資を確保するのは市の義務であるとされている。

しかしながら、市が策定した宇和島市防災マップによると、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震等が発生した場合、宇和島市周辺では最大で2.0mから4.0m程度の津波による浸水が発生するとされており、周辺市街地を含め甚大な被害が生じる可能性があるが、宇和島駅周辺の天神地区には、民間ビルを活用した津波避難ビルが存するのみであり、食料品等を備蓄できる保管場所がない状況である。大規模な地震及び津波が発生した場合には、備蓄がない天神地区の市民は一時避難後の飲食ができず、最低限の生活に支障がある。

本件事業は各事業の問題を解決し、それぞれの整備目的を達成するため計画されたものであるが、市が目指す「多様な学習機会の創出や提供」や「学習成果を社会に生かすことが

できる仕組み作り」を実現するためには、各施設の機能を集約し、利用者の利便性を図り、複数の施設の利用を促進する必要がある。また、市は急速に進んでいる人口減少と高齢化に対応可能なエコ・コンパクトシティを目指しているため、本件事業の整備方法を複合施設としたものである。

本件事業は、上記のとおり、各事業の問題を解決するとともに、機能の異なる施設を複合化して多機能化することで施設間の相乗効果を生み出し、多様な文化活動を提供することができ、多世代交流も可能となる。また、会議室等で継続した防災教育を実施でき、市民の防災意識を高める点でも有効となる。さらに、施設相互間でコントロールスタッフを兼任させ効率的な人員配置を行うことが可能となり、管理・運営のための人員及びスペースを削減し、ランニングコストの低減化を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

#### イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため環境影響評価は実施していないが、施工に際しては、低騒音・低振動型の建設機械を使用する等、環境への影響を最小限に抑制する対策を講じることとしている。また、起業地は特定希少野生動植物保護区外で、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、埋蔵文化財包蔵地外で保全を要する文化財等も確認されていない。以上のことから、環境等への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、経済的条件及び社会的条件等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。また、起業地面積は、本件事業の内容、施設の規模等を勘案し、妥当なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

#### エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早急に施行する必要性

(3)アで述べたように、市が運営する両図書館は、施設の狭小化による利用環境の低下等により利用者には十分なサービスの提供ができていない。また、両図書館では古文書等の貴重な資料を収蔵しているが、ダンボール等に保管している状態であり、管理する環境としては不適切なものとなっている。さらに、中央図書館では駐車場が狭いことから利用者は不便を強いられている状況である。

また、市は、南予文化会館や現センター等の施設により生涯学習事業の推進に取り組んでいるが、市内の生涯学習施設では数が不足していることに加え、利用者のニーズにあった施設が整備されておらず、生涯学習事業の推進に著しく支障をきたしている。

さらに、市では、少子化問題に対する具体的な対策が喫緊の課題となっており、この課題に対処するために、市民へのアンケート調査結果や現状を踏まえ、少子化対策として子育て支援拠点施設が必要であると判断したが、市内の既存の施設では限定的な事業を行う時間やスペースしかなく、少子化問題に対して有効な対策を講じることができていない。

これらのとおり、各事業とも市民のニーズを満たしていない状況であり、市民からは図書館、各生涯学習施設及び子育て支援センターの整備を望む意見が多数寄せられている。

加えて、市が策定した宇和島市防災マップによると、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、宇和島駅周辺では津波による浸水が発生するとされているが、宇和島駅周辺の天神地区には、食料品等を備蓄できる保管場所がない状況であり、大規模な地震及び津波が発生した際は、天神地区の市民は一時避難後の飲食ができず、最低限の生活に支障がある。

以上のことから、各施設とも早期な対応が必要となっている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

##### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 宇和島市役所建設部都市整備課

### ○愛媛県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成29年 2月14日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200737	一般社団法人チャレンジド尾道	広島県尾道市御調町大田796番地	藤原 照 國	就労継続支援B型	カイト今治	愛媛県今治市山路389番地1	平成28年12月1日
3810600688	NPO法人石鎚スクエア	愛媛県西条市小松町新屋敷甲382番地6	篠塚 忍	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 Vissee	愛媛県西条市三津屋44番地10	平成29年1月4日
3810200745	合同会社ケアサポートみずき	愛媛県今治市蒼社町一丁目3番48号	伊藤 正義	居宅介護	ケアサポートみずき	愛媛県今治市蒼社町一丁目3番48号	平成29年1月4日
3810200745	合同会社ケアサポートみずき	愛媛県今治市蒼社町一丁目3番48号	伊藤 正義	同行援護	ケアサポートみずき	愛媛県今治市蒼社町一丁目3番48号	平成29年1月4日

○愛媛県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 2月14日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 和 男	東温市下林甲1776番地1

○愛媛県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 2月14日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 勝	西条市楠甲453番地9

○愛媛県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1837番18から 同町下須戒甲1873番地先まで	平成29年 2月14日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
広報紙の印刷及び配布業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式
- (3) 委託業務の内容等  
仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から平成30年 3月31日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法

入札金額は、一部当たりの単価とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
 愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課広報係  
 〒790 8570  
 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
 電話 (089)912 2241
- (2) 入札書の受領期限  
 開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成29年 3月28日(火)午前10時00分まで(必着)に(1)に掲げる場所に郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法  
 ア (1)に掲げる場所で交付する。  
 イ 交付期間  
 公告の日から平成29年 3月17日(金)まで。ただし、執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。
- (4) 開札の日時及び場所  
 平成29年 3月28日(火)午後 2時30分  
 愛媛県庁第二別館 5階第 4会議室
- (5) 入札書の提出方法  
 持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。  
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
 ア 確認申請書の受領期限  
 平成29年 3月17日(金)午後 5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。
- (4) 入札の無効  
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
 要
- (6) 落札者の決定方法  
 委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing a monthly newsletter and inserting it into newspapers, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m., 28 March 2017  
 (tenders submitted by mail: 10:00 a.m., 28 March 2017)
- (3) For further information, please contact: Public Relations Section, Public Relations Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
 Tel 089 912 2241

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
 愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
 庁内LANシステム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
 農業土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
 土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
 知事が指定する場所
- (6) 入札方法
- (7) この入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。  
 なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ### 2 入札に参加する者に必要な資格
- 知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成29年3月27日（月）から平成29年3月28日（火）午前9時59分までの電子入札システム稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成29年3月27日（月）から平成29年3月28日（火）午前9時59分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成29年3月28日（火）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成29年3月28日（火）午前10時

愛媛県庁本館 1 階 システム設計室

### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の提出場所及び提出方法

電子入札により提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

イ 確認申請書の受領期間

(ア) 電子入札による場合は、平成29年2月14日（火）から平成29年3月10日（金）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成29年2月14日（火）から同年3月10日（金）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

ウ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成29年3月10日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Operation management and Use support service for Administrative Affairs Local Area Network , 1 set

Operation management and Use support service for Agricultural Engineering System , 1 set

Operation management and Use support service for Public Works System , 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 28 March 2017

(3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2289